

# 小学校における多様性の教育

## —図画工作を中心に—

真下 賢一<sup>1</sup>、川又 俊則<sup>2</sup>

### 要旨

小学校は 2020 年度から新しい学習指導要領に基づく教育が始まる。教育改革は様々に展開されているが、本稿では、「多文化共生社会」を目指す現代日本の教育界における多様性を論ずる。最初に、発達・色覚・性など学習指導要領への記載が少ないため、授業に反映されづらい多様性に着目した取り組みを論ずる。その後、学習指導要領に記載されている図画工作における実践例にもとづく議論を展開する。

現実社会は多様な人びとで構築されている。日本の教育界は明治以降、基本的には一斉授業を中心に多様性を鑑みない授業形態が中心的な位置にあった。しかし、2020 年度以降展開される新しい学習指導要領では、個々の多様な児童を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」が中心命題として含まれている。これはまさに多様性を意図してのものだろう。これらを背景に、本稿では教育界における多様性を論じた。

加えて、図画工作を通じた児童の多様性の会得のために必要だと考えられる「協働制作の効用」「多文化共生の効用」を議論の大きな柱として据え、保育・教育者養成大学で学ぶ学生の気付きも促しつつ、この科目で実践できる教育活動のポイントについて考察を重ねた。

キーワード 図画工作 多様性 小学校学習指導要領

### 1. 問題意識

小学校は 2020 年度から、中学校は 2021 年度から、高等学校は 2022 年度から、新しい学習指導要領に基づく教育が始まる。我が国では様々な教育改革がなされており、今回の指導要領改訂で、児童における多様な課題が少しでも解決へ進むことが望まれる。

他方、現代社会での様々な変化も著しい。2008 年からは人口減少が現実化し、小中学校の統廃合も全国で進んでいる。人口減少社会のなかで外国人の定住化も進み、さまざまな文化的背景を持つ人びととの「多文化共生」は現実化している。

2005 年 8 月、文部科学省（以下、文科省と略す）は、「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」を発信し、「国際教育の意義と今後の在り方」という章で、異文化理解の

---

<sup>1</sup> こども教育学部幼児教育学専攻

<sup>2</sup> こども教育学部養護教育学専攻

教育の必要性を述べている<sup>(1)</sup>。日本人が諸外国を理解するばかりではない。昨今の外国人の流入、定住化を背景に、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会」も開催され、その議論の結果は、2019年6月、報告書として発表された<sup>(2)</sup>。その提言には、「日本語教育の充実」「国内就職の促進・在籍管理の徹底」など、私たちが広く共有できる内容であり、画期的な提案というより、できることを少しずつ丁寧にというものであった。

精神的、身体的な障がいを持つ人びととの共生も重要テーマである<sup>(3)</sup>。インクルージョン（包摂）という観点において、文科省は2012年7月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を発した<sup>(2)</sup>。2014年にはモデル校での実践がなされ、各年度でも「切れ目ない支援体制整備充実事業」「学校における医療的ケア実施体制構築事業」「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」などの事業を推進している<sup>(4)</sup>。もちろんそれですべてが解決されるわけではない。少しでも人びとが暮らしやすくするための努力は、多方面で進められていることは言うまでもない。

全国各地で「多文化共生」に関する取り組みも進んでいる。筆者らが勤務する鈴鹿大学のある三重県では、2017年12月に「ダイバーシティみえ推進方針」を策定し、翌年3月には方針冊子も刊行して、県民への理解浸透を進める取り組みがなされている<sup>(5)</sup>。その一つとして2019年度は、複数の県内高等教育機関においてダイバーシティに関する授業や公開講座等を行い、ダイバーシティ推進に係る教材作成が取り組まれている。本学でも筆者の一人は、複数の授業でさまざまな多様性を取り上げ受講生たちと学びあった<sup>(6)</sup>。また、筆者の一人は、「性・宗教・色覚」が学校教育でどのように扱われたか「多様性 diversity」の観点で考察したことがある<sup>(3)</sup>。

本稿は、このような背景のもと、小学校の多様性、とくに科目「図画工作」における「多様性」を考察する。まず、社会的背景や学習指導要領、さらに先行研究に見られる「小学校」の多様性を検討する。続いて、図画工作分野に絞って議論する。最後に本稿で得られた知見を示す。本稿で筆者らは多様性に関する教育界の議論の活発化推進を目指す<sup>(7)</sup>。

## 2. 学習指導要領や先行研究に見られる「小学校」教育の多様性の実態

### 2.1. 社会的背景

1948年に採択された「世界人権宣言」は、全世界での人権意識を向上させるために大きな意義を持っていた。荒巻は、識字教育（1948年～）、万人のための教育（1990年～）、特別な教育的ニーズ（1994年～）、持続可能な開発のための教育（1992年～）、インクルージョン（現在）という時代区分でインクルーシブ社会を説明している<sup>(4)</sup>。ある社会にそれまで排除されてきた人びとや組織などが、社会に包摂される状態がインクルーシブ社会である。その場合、すべての人に同じ条件などが与えられる「平等」、特性に応じた条件などが与えられる「公平」、さらに、配慮を必要とする人に適切な配慮をする「合理的な配慮」

などが考えられる社会でもある<sup>(5)</sup>。

やがて、性の多様性についても、「基本的自由と生きる権利」の一つと見なされるようになった。2001年、オランダで同性間での結婚を認める法律が制定されて以来、2019年時点、世界27カ国で同性婚が認められ、世界の約2割が同性カップルの権利を保障している<sup>(6)</sup>。G7（先進7カ国）で日本以外は同性婚やそれに準ずる法的整備が整っている<sup>(8)</sup>。

このように多様な人びとを皆で受け入れる社会が望まれている。そのためには、児童のいる学校でそのための教育がなされることが必要不可欠だろう。

## 2.2. 学習指導要領と多様性

新しい学習指導要領等が目指す方向性として「多様性」は、中央教育審議会答申（第197号、2016年12月）でもさまざまな箇所では触れられている<sup>(7)</sup>。まず、「インクルーシブ教育システム」の説明として「人間の多様性の尊重等」の強化が述べられている<sup>(8)</sup>。資質・能力の要素で「学びに向かう力、人間性等」として、「多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力」が示されている<sup>(9)</sup>。続いて、グローバル化する社会の中で、「思想や思考の多様性の理解」あるいは、「多様な国や地域の文化の理解を通じて、多様性の尊重や国際平和に寄与する態度を身に付ける」ことが奨励されている<sup>(10)</sup>。さらに、これからの時代の「指導方法の不断の見直し」として、「教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である」という<sup>(11)</sup>。評価においても、「総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行う」ことが望まれている<sup>(12)</sup>。

各科目の学習指導要領でも多様性は反映されているが、筆者たちの見解では、それらは十分だと言えない。例えば、小学生体育の学習指導要領（保健分野）は、第4学年で「体の発育・発達」の項目があり、「体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること」と多様性を理解させるべきだとの説明があるものの、それに続く項目には、「思春期になると・・・異性への関心が芽生える」との記述がみられる<sup>(13)</sup>。男女との二分法で簡単に説明していた従来と異なり、現代では「からだの性・こころの性・好きになる性・表現する性」など4つの側面から説明することもある<sup>(14)</sup>。このような「多様な性」という観点からすれば、「異性への関心」ではなく、「同性への関心」を持つ児童生徒もいなくはないと気づく。しかし、これは無視されている。逆に、この表記のため、児童は、「同性への関心」を持つ自分が異常ではないかと自己肯定感を低減させ、あるいはそれゆえ、不登校や自殺（未遂）等へ展開する可能性すらあり得る<sup>(9)</sup>。しかし、このような理解は、世間一般になされていない。新しい学習指導要領改訂に際して、この「異性へ

の関心」という記述をなくし、新たに LGBT など性的少数者について盛り込むよう求めるようなパブリックコメントも提出されていた。しかし文科省は、「LGBT を指導内容として扱うのは、保護者や国民の理解などを考慮すると難しい」として、最終的にこの部分に関する文言の修正はなかった<sup>10)</sup>。

このような「性の多様性」のヴァリエーションに関して、一般社会では様々な関連書籍が刊行され、当事者団体など、啓発活動や教員対象の研修会などは近年進められている。だが、全国の小・中・高校などで、それらが教員間に浸透しているとは言い難い<sup>11)</sup>。

さらに「色覚の多様性」については、小学校体育の保健分野や、中学校「保健体育」等で学ぶ項目に含まれていない。かつては、高校「生物」の「劣性遺伝」項目において、「色覚異常」が示されることもあったが、改訂で削除され、現在は、実質的に児童生徒が「色覚の多様性」を一様に学ぶ機会はない<sup>15)</sup>。この問題に関心ある養護教諭やクラス担任などが、児童生徒たちへ話題にすることがあるかどうか程度であり、「色覚」については、その仕組みも、多数派・少数派の違いなども、何も知らぬまま、社会に出ていく子どもたちが多くいたのであり、これからもそうなるようになっていくことが予想される<sup>12)</sup>。

### 2.3. 三重県の対応

三重県は人権教育等に注力している県の一つでもある。多様な人権問題については「道徳」その他の授業でも触れられているが、学校教育全体で推進されている。

「三重県人権教育基本方針」は 1999 年に策定され、数度改定された。今回（2017 年）の改定に伴い、2018 年 3 月、「人権教育ガイドライン」が発行され、すべての小中学校・義務教育学校および県立学校等に配付された。性的マイノリティの人びとも、このなかに含まれて記述されている<sup>16)</sup>。三重県教育委員会は、2012 年 3 月、県立学校の人権学習指導資料「気づくつながるつくりだす」を発行した。2016 年 3 月には、人権学習指導資料「みんなのひろば」（小学校高学年）および、人権学習指導資料（中学校）「性的マイノリティの人権」（CD）を発行し、さらに、2017 年 3 月には人権学習指導資料「みんなのひろば」（小学校 低中学年）を発行した。これらを用いた研修もしばしば開催されている。

### 2.4. さまざまな科目での実践例

本稿は小学校の教育を主に論じているが、すでに科目ごとにさまざまな提案がある。

まず、社会科の例として「ユニバーサルデザイン」という観点でまとめたものがある<sup>17)</sup>。「すべての子どもが、楽しく『社会的な見方・考え方』を働かせながら問題解決できるように」考察された同書では、「社会的な見方・考え方」として、多面化・多角化・一般化・具体化という 4 つの方向性が示されている。その実現のため、発達障がいの子の困難さを軽減する上で「参加・理解・習得・活用」という 4 段階を理解し、進めることが提示され

ている。実はその展開・技法の工夫は、発達障がいの子ばかりでなく、多くの子どもが「部分的に持っている特性」と考えられると指摘されている。つまり、バリアを取り除く工夫は、発達障がいの子のみならず、多くの子にとって有益なのである。

この考えは、先に示した、カラーユニバーサルデザインに関する志向とほぼ一致する。筆者の一人は、同書で示された工夫を「共有化・焦点化・視覚化・スモールステップ化」などの例示から、社会科独自ではなく教育全般に共通すると理解している。

また、より広く個々の進捗を深めるための取り組みをしている教員もいる<sup>(18)</sup>。愛知県の複数の小学校での実践例である。この教員は「個別化・個性化教育」という意識で授業改善を続けていた。そして「単元のはじめのガイダンスと、終わりのまとめの時間」を除くほとんどの時間を、個人で課題に取り組む授業内容を考え、5年生の授業で年間12単元での実践を行ったところ、児童のアンケートで好評価が示された。また、外国人児童が約3分の1いたその教員の前任校でも、「子ども同士の教え合い」が進んだことや、現在担任している3年児童で、「体育以外はすべて嫌い」という児童であっても、理解が遅れがちなことが学習意欲を低下させていることから、それを乗り越える手法として個別に成長を見ることができこの方法の有用性が示されたのである。

さらに体育「表現」の取り組みを検討したい。「学びの質が高まる授業」という研究主題の一つとして取り組まれた4年体育の「相手よりも大げさにしよう」という表現の授業(全6時間の5時間目)である<sup>(19)</sup>。「運動の中心的な面白さを追究し、動きの質が高まる授業デザイン」という主題のもとで提示された。前半は「戦い」、後半は「料理」をテーマに4人一組での表現活動であり、ペアから4人組に活動が移った場面が紹介されている。最初のペアは相手を倒そうという動きだったが、次のペアが斬りあう動きをし、それを見ていた前者のペアも、やがて斬られる姿や緩急をつけた動きをするなど表現が広がる様子が示された。まさに、「多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力」である。「表現」ならではと見なせるかもしれないが、「単に技術として捉えるのではなく、自己・他者・モノとのつながりの中から現れてくる」視点により、教員が支援し、児童が学びあっているなかで生じたものと言えるだろう<sup>(20)</sup>。児童が授業でコミュニケーションを通じて多様性を実感できる場面は他の科目でも様々にあるだろう。

### 3. 図画工作の検討

新しい学習指導要領において、図画工作では「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のおり育成することを目指す。(1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。(2)造形的なよさや美しさ、表したいこ

と、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。(3)つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う」という教科目標が掲げられている<sup>(21)</sup>。

(1)(2)(3)それぞれに、すべての教科を通して育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を相互に関連させながら「表現及び鑑賞」の図画工作活動を展開していくことが、教科目標に則した学習効果を高めていくための欠かせないポイントとなる。

まず、「表現及び鑑賞」の図画工作活動を通して、児童が多様性を拡充していくための大きな機会となる「幼小の接続（造形表現から図画工作へ）」から考察したい。実は、幼稚園であそびながら会得した造形表現が小学校の図画工作でも再び制作課題として登場することは少なくない<sup>13)</sup>。だからと言って、制作課題が重複していることが幼小の接続不足を如実に語っている、との指摘があることに対しては、筆者の一人はひと呼吸置きたい。ある子どもが幼稚園から小学校へと数年を経た後に、同じ制作課題に以前とは違う気持ちや手法で再チャレンジしてみることを、当人の「生きる力」会得の追跡調査として捉えれば、その課題を与える意味も違って見えてこよう。その時々が発達段階に応じて、「上手下手にこだわらない自由で風通しのよい表現を保障すること」、「ものをつくる、という人間の原初的な喜びを味わわせること」、「表現活動がいつでも展開できる場と機会を直接・間接的に提供していくこと」、それが、図画工作が多様性のある教科として広めていくべきところであろう。幼稚園で苦手になってしまった制作課題が、小学校では好きでたまらない表現に大逆転する可能性はある。教師の腕の見せ所である。

続けて、図画工作の「評価」についても言及しておきたい。学習評価の実施に当たっては、「児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること」といった配慮すべき事項がある<sup>(22)</sup>。石崎・直江は、「質的で形成的な評価を行うためには、結果としての作品だけでなく、学習活動におけるこどもの状況を多面的にとらえることが必要である」と説いている<sup>(23)</sup>。続けて具体的に、「児童が授業の場面で見せる姿を観察しその意味を解釈すること、学習過程を児童自らが記録するワークシートやポートフォリオを活用すること、児童の作品を学習の観点から評価すること、評価を基にした児童への助言を工夫すること」といった4点を、授業を活性化させる評価の工夫として示している<sup>(24)</sup>。教師は、評価という貴重な気づきを重ねる中で、柔軟で創意に満ちた授業を実践していくためにも、自身の資質・能力も絶えず高めていく姿勢が大事であろう。

ここからは、図画工作を通じた児童の多様性の会得のために必要だと考えられる「協働制作の効用」「多文化共生の効用」を議論の大きな柱として据え、保育・教育者養成大学で

学ぶ学生の気付きも促しつつ、この科目で実践できる教育活動のポイントについて、事例を示しつつ考察を重ねたい。

### 3.1. 協働制作の効用

#### 3.1.1. リンダブルン国際彫刻シンポジウム（オーストリア）での滞在制作から

まずは、筆者の一人が参加した国際創作活動の体験から、教育活動へと繋がっていく「協働制作の効用」について論じたい。

リンダブルン国際彫刻シンポジウムは、彫刻シンポジウム（協働制作・共同生活・一般公開・文化交流）発祥の地、中欧オーストリアにおいて、ザンクト・マルガレーテンに次ぐ歴史を誇り、50年以上にわたり継続開催されている芸術運動である<sup>(25)</sup>。発足当時まだ東西冷戦下にあったヨーロッパで普及した彫刻シンポジウムは、宗教や政治体制を超えたところでの実に多様な人種の濃密な交わり場となり、各国から参加した芸術家や美術教育者の間で開放的な相互扶助の精神が育まれていった。筆者の一人は招待作家として4回参加している。ここでの創作体験は、造形表現の研鑽にとどまらず、むしろ一般の社会生活で良好なコミュニティーを構築していくためのヒントにあふれていた<sup>(14)</sup>。即ち、「皆が自身の経験や知識を持ち寄り状況に即して教師にも生徒にも立場を変えられる柔軟性」、「集団の中で自律的な責任感や判断力を身に付けることで得られる信頼し尊敬し合える対等な関係性」などがそれで、小学校教育において児童が健全な発達のために身に付けてほしい資質・能力の要素である「多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力」<sup>(9)</sup>と全く同義であることに、折に触れ気付かされる。

上記の、他では得がたい体験を、保育・教育者養成大学で学ぶ学生の気付きへと繋げた事例を取り上げておきたい<sup>(15)</sup>。受講生たちは、「小学校専門美術」などの実習講義で、表現の課題として設定された「協働制作」に取り組み、責任感や忍耐力を伴う膨大なエネルギーを必要とするプロセスを踏むことで、課題完成時には十分な達成感や自己肯定感を得ることができ、その体験を教育現場でのリーダーシップの発揮に繋げていけることを学びあった。同時に、受講生たちそれぞれが社会の一員としての意識を高め、児童が「生きる力」を会得していくために必要な教育環境を提供すべき立場にあることも自覚でき、「小学校における多様性の教育」の担い手として地域社会との連携へと繋げていけることを学びあった。2018年に執筆・出版したテキスト教科書に、本講義の内容も収録することができた<sup>(26)</sup>。

#### 3.1.2. 図画工作科研究授業から

もう一つ、三重大学教育学部附属小学校の実践を紹介しよう<sup>(16)</sup>。3年計画で取り組まれた研究報告の2年目のもので、図画工作科研究授業6年生「彩墨画の世界」である<sup>(27)</sup>。5

時間設定の3時間目の学習指導案が示され、研究授業では8班に分かれた「協働制作」が展開された。授業前や終了時に、他の班の作品も鑑賞できる。制作開始時点で話し合いの時間を設け、班ごとの本時の目標を定め、個々の役割を確認した後に作業が進められた。作業の途中で教員から「濃い墨・薄い墨の使い分けで遠近感が出る」班の例が紹介され、協働作業中の巡回指導により、それぞれの班の小さな課題を解決する促しも見られた。作品は個々で作る場合があるが、協働制作によって多様性が発見される意義は大きい。

### 3.1.3. 図画工作科での協力学習の効果<sup>17)</sup>

松井は、「図画工作科の共同製作の過程で発生する相互作用において分析したい」として、「ジョンソン兄弟による協力学習法」で5つの基本的要素として示された「促進的相互依存関係、対面的な相互作用、個人の役割責任、対人技能や小集団の運営技能、集団改善手続き」に基づく考えを用いて、「図画工作科における共同製作は、他者との双方向的な相関関係を育むことを通して主体的に学び、チームで製作することを通して、生じてくる困難や社会の問題に他者と協力して関わろうとする資質・能力を培う可能性が高く、その題材開発は、意義が大きいと考える」として分析を結んでいる<sup>(28)</sup>。

この分析は、3.1.1. 3.1.2. で展開してきた「協働制作の効用」の実践をさらに後押しする資料になると言ってよく、小学校学習指導要領で示されている教科目標や内容などとの整合性も高いと思われるので、ごく部分的ではあるが追加として示しておきたい。

## 3.2. 多文化共生の効用

### 3.2.1. ルソフツェ国際彫刻シンポジウム（スロヴァキア）での滞在制作から

東西冷戦下、鉄条網によって堅く遮断されていたオーストリア、ハンガリー、スロヴァキア、3国国境エリアが、1989年の東欧民主化による開放後、自由が成し遂げられた特別な空間として、検問無しで行き来できる彫刻公園へと再生を遂げた実践記録をぜひ取り上げたい<sup>18)</sup>。1992年、彫刻シンポジウム方式（協働制作・共同生活・一般公開・文化交流）で進められたこのプロジェクトには、世界6カ国から筆者の一人を含む12名の作家が約2ヵ月間参加した<sup>(29)</sup>。異文化への興味、理解、尊重、といった交わりは、アトリエでの閉塞感、独りよがりの制作スタイルに行き詰っていた彫刻家の意識を解放し、共生思想を育んでいくこととなった。

変動の時代、特定の空間、といった条件下での創作行為は、民主化を象徴する歴史的意義となり後世に遺された。現在、同地はサイクリングロードや家族連れ憩いの場として穏やかな雰囲気を保ち続けており、子どもたちが思い思いに触れて遊べる彫刻群も健在である。

### 3.2.2. 図画工作科教育における作家と教師

なお、上記のシンポジウムに参加した作家のほとんどが、何らかのかたちで自国の美術教育に携わる現役の教師たちでもあった。

石崎・直江は、「図画工作科教育においては、特定の表現領域の技法を習熟させることを目指すことよりも、それらの活動を通して児童の全人的な発達をうながすことが重要である」と指摘している<sup>(30)</sup>。その中で、「多様性の尊重、創造性の尊重、美や楽しさの肯定、批評的態度の奨励、技術や熟練への敬意」という5つの項目を、「芸術を通して体得された価値観を教育に生かしていくことの意義」として強調している<sup>(31)</sup>。

上記の指摘などから、図画工作科の「表現」においては、「多文化共生」の具現化の手立てとして、同学年で同じ価値観を持つグループ、同学年でも違う価値観を持つグループ、異年齢のグループ、複数の小学校での交流、小学校と幼稚園との連携、などを適宜組み合わせることにより、**3.1.**で考察を重ねた「協働制作」との複合的な活動が展開していくことも期待できる。

また、図画工作科の「鑑賞」においては、「児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること」とされている<sup>(32)</sup>。鄭は「サイバー博物館」の利用による貨幣を用いた小学校高学年の授業展開を論じている<sup>(33)</sup>。それによれば、世界各国の貨幣の人物を学習主題とし、関連した歴史事象の把握、業績の多文化的意味の理解、必要資料の探索・活用能力を身につけることが目標とされ、野口英世やリンカーン、ガンディーなどの例が示されている。実際に、地域の美術館などを利用して、多くの博物館はサイバー上にデジタル資料を多く展示していることを考えると、教材研究を十分した上でという前提はあるが、とくに「鑑賞」において効果的な活用が可能だと思われる。そして、それは「多文化共生」の観点でとくに有効であることは、上記の筆者の事例でも示されている。

## 4. 小括

筆者の一人は、拙稿で「マイノリティに対して個別的配慮でとどまるのではなく、マジョリティ側が深い理解を持たない限り、現状は変わらないだろう。だが、学校にも一般社会にも、様々な部分でマイノリティが存在し、マジョリティとは別の状態におかれ、それぞれ悩みを抱えているのが現実である」と述べた<sup>(34)</sup>。

そして、本稿はダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包含）が重視されてきている現代社会における教育界の現状を、少ない事例であるが考察したものである。他の研究での議論<sup>(35)</sup>も参照しながら、今後も考察を続けたい。

筆者のもう一人は、「協働制作の効用」と「多文化共生の効用」を軸に、図画工作を通じた児童の多様性の会得のための実践事例を挙げつつ、その考察を試みた。創作活動全般の

大枠から入り、徐々にターゲットを絞っていく方向性は示せたので、今後は図画工作の授業で活用していける新しい教材の開発と教育活動に結び付けていくための調査と実践、考察を重ねていきたい。

図画工作において児童がかかわる「表現及び鑑賞」体験は、「人間の営みの基本、原初的な喜び」を確認しながら「生きる力」を発揮できる機会に他ならず、今回の多様性の考察では扱えなかった「素材」や「空間」なども取り込みながら活発な議論を展開していきたい。

## 註

- 1) 本稿は、**1・2**を川又が、**3**を真下が、**4**を真下・川又が執筆した。
- 2) 『外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書』（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm)）2020年1月12日最終アクセス
- 3) 障がいをもつ児童生徒に対する教育が、それまでの特殊教育から特別支援教育へ転換し、発達障がいに関する調査研究も増加した。広い範囲で考察を進める動きは、1990年代後半から2000年代にかけて広がっていた。
- 4) 各年度の予算は、文科省のウェブサイトで経年変化を追うことができる。文部科学省\_特別支援教育について\_実施事業（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm) 2020年1月12日最終アクセス）。
- 5) その後、2019年2月に、『多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン』も刊行された。企業対象セミナー、一般社会人向けの講座なども展開し、ダイバーシティ社会推進課ではさまざまな取り組みを実施している。なお、三重県「ダイバーシティみえ推進方針」はウェブサイトで確認できる（<http://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600054.htm> 2020年1月12日最終アクセス）。
- 6) その授業は、「教育社会学」（性・色覚の多様性、外国とつながるこどもたち）、「学童保育方法論」（発達の違い（身体、精神）、外国とつながる子、地域や保護者）、「教職概論」（色覚の多様性）である。この授業概要及び他大学の事例などは、コンソーシアムみえのウェブサイトを参照されたい（<http://conso-mie.jp/2019diversity/>）。
- 7) ここで筆者らがイメージしている研究は、（李修京編（2019）：多文化共生社会に生きる—グローバル時代の多様性・人権・教育—，明石書店）である。同書は主に大学における教育を中心に、世界の現状紹介も含め57名の専門家が論考を寄せた論文集である。国籍、民族、障がい、宗教、性、人権など、本稿のテーマを含む幅広い議論は本稿執筆に大いに参考になった（3. でその一例を参照し論じた）。
- 8) 2020年1月現在、日本国内では33の地方自治体団体がパートナーシップ制度を導入

している（NPO 法人虹色ダイバーシティ「地方自治体の同性パートナー認知件数」 <https://nijiiriversity.jp/partner20200120/> 2020年2月9日最終アクセス）。

- 9) 2020年1月11日に開催された「セクシュアルマイノリティと医療・福祉・教育を考える全国大会2020」の分科会「調査から見えるLGBTの教育課題」で登壇した日高庸晴は、自らの調査結果を披露しつつ、性的少数派にあたる児童生徒たちが、不登校・自殺未遂等の課題が一般より多い確率である実態を説明した。日高らの調査結果「LGBT当事者の意識調査」は（[http://www.health-issue.jp/reach\\_online2016\\_report.pdf](http://www.health-issue.jp/reach_online2016_report.pdf)）を参照（2020年1月12日最終アクセス）。
- 10) 朝日新聞2017年3月31日「中学武道に銃剣道を追加 体育で『異性への関心』は残る」の記事などを参照。
- 11) 脚注9と同様の全国大会分科会「性の多様性の授業実態と新教材」で、性の多様性に関する模擬授業が紹介された。フロアとの質疑応答において、児童生徒たちに対して伝える必然性は教育の多くが共有していても、授業担当の教員における知識や授業力などの課題はいまだ大きいことが確認された。なお、三重県内の先駆的事例については（川又2017）を参照されたい。
- 12) 2019年12月6日開催の内閣局「障害者週間」連続セミナーでは、特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構が主催した「見落とされてきた色覚障害者への社会の対応 色覚タイプによって異なる困難」において、色覚に関する現況などが示された。多様な色覚を持つ人びとに配慮した「カラーユニバーサルデザイン」の提案など、さまざまな団体・研究者・当事者などが主張しているが、社会的な認知度等はまだ途上である。
- 13) モダン・テクニックと言われるスクラッチ、スパッターリング、バティック、マーブリング、ドリッピング、スパッターリング、フロッタージュ、デカルコマニー、ストリングデザイン、にじみ絵など、「造形あそび」の技法に重複が多く、一部は中学校美術科の課題にも用いられている。もちろん、同じ技法を用いた課題でも、対象となる児童の年齢に対応して難易度は調整されている。また、筆者の一人は幼小中接続における造形課題の連続性に表現の持つ発展的な多様性を見出し、大学の授業の課題として複数の表現を用いてひとつの作品に仕上げる複合芸術「コンバイン・アート」を推奨し、学生とともに「協働制作」に取り組んできた。多くの学生が、ここで学んだ表現を教育実習などの際に実践した。
- 14) 彫刻シンポジウムは、その強いイベント性ゆえ、瞬く間に世界中に普及していった。但し、個人の表現の自由という多様性の尊重を重視した「一人1作品」の制作スタイルがほとんどで、リンダブルンで展開された協働制作によるスケールの大きな「ランドスケープ・アート」や、彫刻というカテゴリーを越えた「共同プロジェクト」への参画は

むしろ稀であった。その違いは、活動理念に共生思想が反映されているかいないか、だと筆者の一人は感じている。

- 15) 主に、三重大学教育学部で7年間にわたり開講した講義「プレイ・スカルプチャー（あそびを誘発させる彫刻空間）とあそび環境」からまとめた。
- 16) 2020年2月8日に開催された、第39次研究2年目の公開授業見学および『研究紀要』記載資料をもとに記述した。
- 17) 松井は、「共同」、「協同」、「協働」の違いや、「製作」、「制作」の違いについて、(28)にて言及しつつ、『本論では学習指導要領で使用されている「共同」と「製作」に統一する』としている。よって、筆者の記述も本項目 **3.1.3.** 内の引用部分に限って、松井と同じく、「共同」と「製作」を使用することとした。
- 18) 記念碑的なスケールの大きい「協働制作」作品になる予定だったが、設計段階で、おもにハンガリー作家サイドから、「せっかく自由が叶ったばかりなのに、協働＝全体主義を連想してしまうので、しばらく共産はご免だ」との要望が強く、「3国国境＝トライアングル」というモチーフのみで、各作家が統一感のないバラバラな「多文化共生」作品をエリアに点在させることとなった。但し、統一感のないところが、このエリアを何よりも象徴する演出となり、周辺のコミュニティーから好評を得ることとなった。

## 引用文献

- (1) 文部科学省\_中央教育審議会\_初等中等教育分科会「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400589.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400589.htm)) 2020年1月12日最終アクセス
- (2) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)) 2020年1月12日最終アクセス
- (3) 川又俊則 (2019) : 「多様性を学ぶ教育—性・宗教・色覚に関する試論—, 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 (人文・社会科学編), 2, 107-122.
- (4) 荒卷恵子 (2019) : インクルージョンとは、何か?, 日本標準.
- (5) 荒卷恵子 (2019) : 9-11.
- (6) NPO 法人 EMA 日本 世界の同性婚 (<http://emajapan.org/promssm/world> 2020年2月9日最終アクセス)
- (7) 中央教育審議会答申第197号「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申) (2016) : 1-243.
- (8) 中央教育審議会答申第197号 (2016) : 18.
- (9) 中央教育審議会答申第197号 (2016) : 31.

- (10) 中央教育審議会答申第 197 号 (2016) : 40.
- (11) 中央教育審議会答申第 197 号 (2016) : 49.
- (12) 中央教育審議会答申第 197 号 (2016) : 63.
- (13) 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説一体育編一, 東洋館出版社, 108.
- (14) 川又俊則 (2017) : 養護教諭による「性の多様性」のアクティブ・ラーニングに関する一考察―「チーム学校」としての人権教育と性教育―, 生活コミュニケーション学, 8, 47-57.
- (15) 川又俊則 (2019) : 107-122.
- (16) 川又俊則 (2017) : 50-51.
- (17) 村田辰明編 (2019) : 実践! 社会科授業のユニバーサルデザイン―展開と技法―, 東洋館出版社.
- (18) 竹内淑子 (2014) : 個別化・個性化教育と自己学習能力の育成, 奈須正裕・久野弘幸・齋藤一弥編, 知識基盤社会を生き抜く子どもを育てる, ぎょうせい, 174-185.
- (19) 谷戸幹也 (2019) : 体育科 4 年生の実践「相手よりも大げさにしよう」, 研究紀要 (学びの質が高まる授業第 39 次 1 年次), 三重大学教育学部附属小学校, 138-141.
- (20) 谷戸 (2019) : 128.
- (21) 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説一図画工作編一, 日本文教出版, 9.
- (22) 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説一総則編一, 184.  
( [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2018/09/05/1384661\\_4\\_3\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiel_dfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf)) 2020 年 2 月 16 日最終アクセス
- (23) 石崎和宏・直江俊雄編著 (2018) : 初等図画工作科教育, ミネルヴァ書房, 51.
- (24) 石崎・直江 (2018) : 51-52.
- (25) 真下賢一, マティアス・ヒッツ, フランツ・カッツクラバー, 横沢英一, ほか (1996) : シンポジオン・リンダブルン 1967-1996, オーストリア, シンポジオン・リンダブルンオーガニゼーション, 118-122, 123-125, 137-138.
- (26) 真下賢一 (2018) : プレイ・スカルプチャーの実践「子どものあそびを誘発させる空間の制作・研究」, 三恵社, 34-46.
- (27) 石川愛 (2020) : 図画工作科 6 年 A 組学習指導案「彩墨画の世界」, 研究紀要 (学びの質が高まる授業第 39 次 2 年次), 三重大学教育学部附属小学校, 110-111.
- (28) 松井素子 (2018) : 図画工作科の共同製作が育む新しい可能性の探求 ―ジョンソンらの協力学習法に基づく協働制作の課題開発―, 大学美術教育学会 [美術教育学研究] 第 50 号, 305-312.

- (29) 真下賢一, マティアス・ヒッツ, ペーター・ローラー, パル・ゾルタン, ほか (1993):  
ルソフツェ国際彫刻シンポジウム(3国国境シンポジウム), オーストリア、ハンガリー、  
スロヴァキア、3国共同シンポジウム オーガニゼーション, 40-41.
- (30) 石崎・直江 (2018): 165.
- (31) 石崎・直江 (2018): 165-166.
- (32) 文部科学省 (2017): 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説—図画工作編—,  
日本文教出版, 121.
- (33) 鄭虎範 (2019): 博物館を利用した多文化教育, 李修京編著, 多文化共生社会に生きる—グローバル時代の多様性・人権・教育—, 明石書店, 308-313.
- (34) 川又俊則 (2019): 121.
- (35) 渡邊健治・大久保賢一・竹下幸男・深田将揮 (2017): 日本の小学校における「ダイバーシティ教育」に関する調査, 畿央大学紀要, 14(2), 25-40.

## **Diversity Education in Elementary School — Focusing on Arts and Crafts —**

**Kenichi MASHITA, Toshinori KAWAMATA**

Key word Arts and Crafts Diversity Elementary School Curriculum Guidelines